

2026年5月19日

各位

会社名株式会社海帆
代表者名代表取締役 守田 直貴
(コード番号: 3133 東証グロース)
問合せ先 管理本部長 羽二生 博志
(TEL. 052-586-2666)

第三者割当により発行された第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の 行使停止指定に関するお知らせ

当社が2026年2月20日発行した、EVO FUNDを割当先とする第9回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」といいます。）につき、その行使を停止することを、2026年5月18日開催の当社取締役会において決定いたしました。つきましては、割当先であるEVO FUNDとの間で締結した本新株予約権に係る買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）に基づき、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（以下、「EJS」といいます。）に対して、行使停止期間開始日において、残存する本新株予約権の全部について行使を停止するよう通知いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

【行使停止通知の内容】

(1) 新株予約権の名称	株式会社海帆第9回新株予約権
(2) 行使停止通知日	2026年5月18日
(3) 行使停止期間	2026年5月25日（当日を含む）から、当社が中止または再開を決定するまでの期間
(4) 本日時点における未行使残存個数（株数）	524,000個（52,400,000株）

【行使停止通知の理由】

本新株予約権の行使価額には下限行使価額183円が設定されておりますが、2026年5月18日の当社株価は一時的に下限行使価額を下回る水準で推移いたしました。このため、現時点においては、本新株予約権の行使による資金調達を継続することが困難な状況となっております。

当社は、このような状況を踏まえ、現時点で本新株予約権の行使を継続する実益は限定的であると判断するとともに、今後の株価動向及び資本政策全体を総合的に勘案しながら、より適切な資金調達の時期及び方法を検討するため、本新株予約権に基づく行使を2026年5月25日より、今後当社が本買取契約に基づく完全なる中止または行使の再開を決定するまでの間、停止することといたしました。

本買取契約に基づき、当社はいつでも行使停止期間開始日に残存する本新株予約権の全部又は一部の行使を停止することができ、また当社は行使の停止の効力発生日以降いつでも、EJSに対して本新株予約権の全部又は一部の行使の再開を許可することができます。

当社は、株式市場の健全性を第一に考え、そのうえで当社の持続的な成長を可能とする投資に必要な資金を確保するために最善の選択肢を常に検討し、実行してまいります。

今後、開示すべき事項が発生した場合には速やかに公表してまいります。

以 上